平成２７年（フ）第１４１号
静岡県富士宮市大岩49番地の８
債務者　佐野　雅幸（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２３号
静岡県御前崎市池新田3195番地の５　アネックスⅠ―202号
債務者　横田　　昇
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
静岡県掛川市領家1607番地　市営住宅原川団地Ｂ棟203
債務者　佐藤みはる
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第５１４号
京都市西京区山田大吉見町３番地16、前住所大分県豊後高田市香々地3584番地１
債務者　前田　有太
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５７０号
京都市右京区太秦安井西裏町９番地６
債務者　畑中　太郎
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６７９号
京都市山科区御陵鳥ノ向町11番地　ピア山科103号室、前住所京都市山科区四ノ宮小金塚８番地630
債務者　福野　忠昭
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６８３号
京都市南区唐橋琵琶町41番地
債務者　垣田モデルこと　垣田　満宏
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２４号
京都府亀岡市**蕐**田野町佐伯琴敷41番地３３－４号
債務者　高松利彰こと　金　　利彰
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第５５３号
堺市南区宮山台１丁14番15―301号
債務者　堀内　政夫
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６１４号
堺市西区北条町１丁26番11―202号、前住所堺市南区若松台２丁３番15―107号
債務者　川端　千鳥
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６２５号
堺市南区茶山台２丁１番４―201号
債務者　星川　泰久
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１９２号
奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目２番29号（205号室）
債務者　星山　圭司
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２０５号
奈良市瓦堂町５番地　村川荘12号、住民票上の住所奈良市東九条町827番地　15―302号
債務者　牧野　浩己
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１１３号
高知県南国市上末松932番地の３
債務者　岩本　勇喜
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５４号
高知市朝倉東町41番６号　スカイハイツ102号
債務者　東岡幸一郎
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４４号
北海道岩見沢市幌向北１条３丁目576番地62
債務者　佐々木涼子
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部